

熊谷市国土強靭化地域計画

令和2年3月

(令和5年3月改定)

目 次

第1章 計画の概要	1
1－1 策定の趣旨	1
1－2 計画の位置付け	1
1－3 計画期間	2
第2章 本市の概況	3
2－1 本市の自然条件	3
2－2 本市の社会状況	6
2－3 想定する大規模自然災害	11
2－4 過去に被害をもたらした災害	11
第3章 計画策定の基本的な考え方	12
3－1 基本方針	12
3－2 基本目標	12
3－3 事前に備える目標（行動目標）	12
第4章 脆弱性評価	13
4－1 脆弱性評価の考え方	13
4－2 想定するリスクによる被害の伝播の整理	13
4－3 リスクシナリオの設定	14
4－4 リスクシナリオの発生回避等に向けた評価	16
第5章 強靭化に向けた行動（事前に備える目標）	17
5－1 過去の災害の際に生じた主な課題	17
5－2 重点的に推進する取組の設定	18
5－3 事前に備える目標別の強靭化に向けた行動	19
第6章 施策分野別の強靭化に向けた方針	31
6－1 施策分野の設定	31
6－2 施策分野とリスクシナリオの関係	31
6－3 施策分野ごとの取組の方向性	33
第7章 地域強靭化の推進に向けて	44
7－1 地域強靭化に向けた推進体制の確保	44
7－2 計画の進捗管理と見直し	45

別紙

- 表1 交付金・補助金一覧表
- 表2 実施事業一覧表

第1章 計画の概要

1－1 策定の趣旨

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行した。また、平成26年6月には、国土強靭化に係る他の計画の指針となる国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、その後、平成30年12月に改定された。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができる。」旨、規定されている。

本市は、これまで、地震、風水害、大雪等の災害を経験している。これらから学んだことを生かし、大規模自然災害等発生時には、市民の生命、身体及び財産と市民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たすため、社会状況や地域特性を踏まえた大規模自然災害への脆弱性を平常時の備えにより克服（強靭化）する必要である。

以上のことから、市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるため、熊谷市国土強靭化地域計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

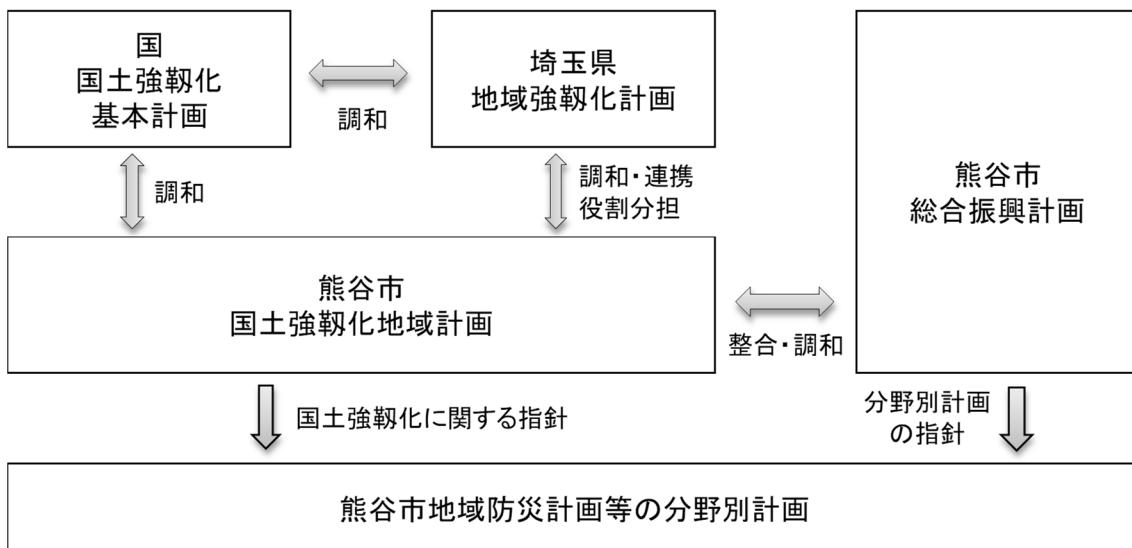
1－2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靭化地域計画」として、本市における地域強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画である。

このため、本市を包含する県土全域に係る「埼玉県地域強靭化計画」（以下「県地域計画」という。）との調和を保つとともに、「第2次熊谷市総合振興計画」や「熊谷市地域防災計画」等とも整合・調和を図りながら、国土強靭化に関して、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

また、本計画は発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、これに対し、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は発災後の応急復旧のための役割ごとに実施主体と取組内容を明確にすることが中心の計画である。

■国土強靭化地域計画と関連計画の位置付け



1 - 3 計画期間

本計画は、第2次熊谷市総合振興計画の後期基本計画に合わせ、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする。その後、熊谷市総合振興計画の次期策定に合わせ、見直しを行う。

ただし、計画期間中においても、社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、P D C Aサイクルを通じた見直し・改善を必要に応じて行うものとする。

第2章 本市の概況

2-1 本市の自然条件

(1) 位置・面積

本市は、関東平野の中央、埼玉県の北部に位置し、東西に約14km、南北に約20km、面積159.82km²であり、東は行田市、鴻巣市、西は深谷市、南は東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町、北は群馬県に接している。東京都心までは、50~70km圏にある。



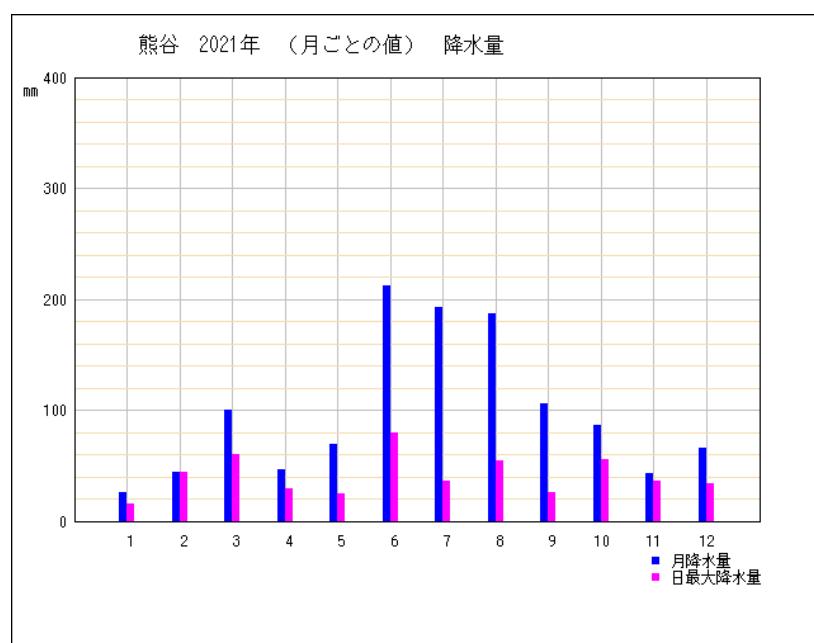
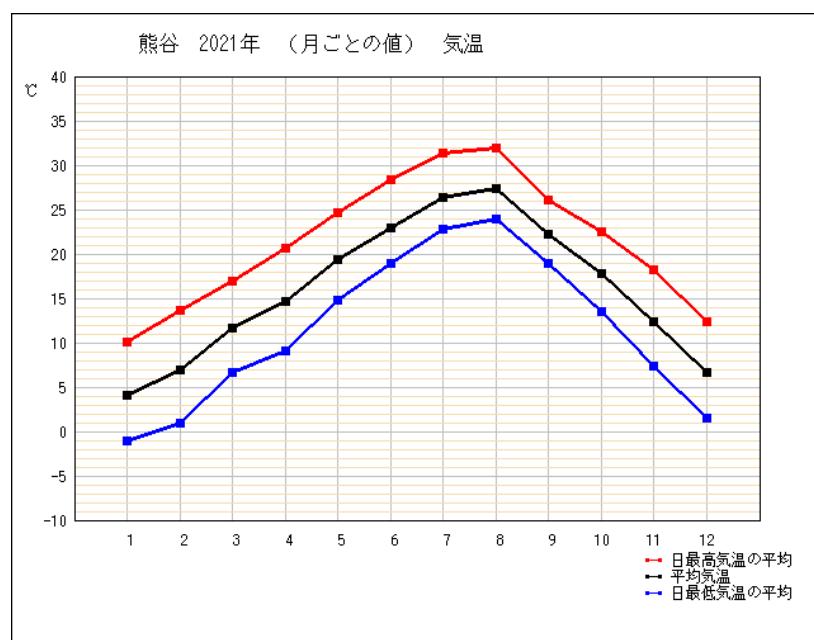
(2) 地勢

市域の大半が平坦な地形で、西部は櫛引台地、南部は江南台地の一部となっており、畑や平地林におおわれている。また、南部は荒川、北部は利根川の日本を代表する2つの河川が流れ、豊かな水と肥沃な大地により自然環境が形成されている。



(3) 気象

令和3年の年平均気温は、16.0°Cで、年間降水量は、1,177mmであった。夏の暑さと冬の季節風（赤城おろし）など、四季折々の特色を感じられる気候である。快晴日数は、平成20年から平成29年の10年間のほとんどにおいて全国1位となっている。また、平成30年7月23日には41.1°Cを記録し、当時の国内最高気温を更新した。



資料：気象庁

(4) 土地利用

熊谷市の地目別の面積割合は、田畠等の農地が市域の約40%を占めており、埼玉県内第5位の農業産出額に貢献している。しかし、田畠は年々減少しており、宅地が増加する傾向となっている。

また、山林及び原野は市域全体では約3%と少なく、可住地面積は、さいたま市に次ぎ県内第2位となっている。

地目別土地面積

区分	合計	各年1月1日現在								単位：ha
		田	畠	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	
平成25年	15,988.0	3,809.1	2,618.1	3,504.4	30.5	494.4	38.5	1,168.8	4,324.0	
26	15,988.0	3,795.9	2,601.9	3,534.9	30.3	492.0	37.2	880.1	4,615.7	
27	15,988.0	3,784.0	2,590.2	3,552.1	30.8	489.8	37.2	1,166.3	4,337.6	
28	15,982.0	3,784.0	2,590.2	3,552.1	30.8	489.8	37.2	1,166.3	4,331.6	
29	15,988.0	3,776.4	2,576.3	3,570.6	30.7	482.5	36.9	1,175.4	4,339.1	
30	11,650.4	3,765.7	2,564.9	3,591.5	30.9	474.9	36.7	1,185.8	—	
令和元年	13,908.2	3,757.5	2,547.1	3,620.5	30.7	468.2	36.2	3,448.0	—	

資料：埼玉県統計年鑑

※ この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる。

※ 雜種地とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等である。

※ その他とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び飲泉地をいう。

※ 平成30年より、その他項目公表なし

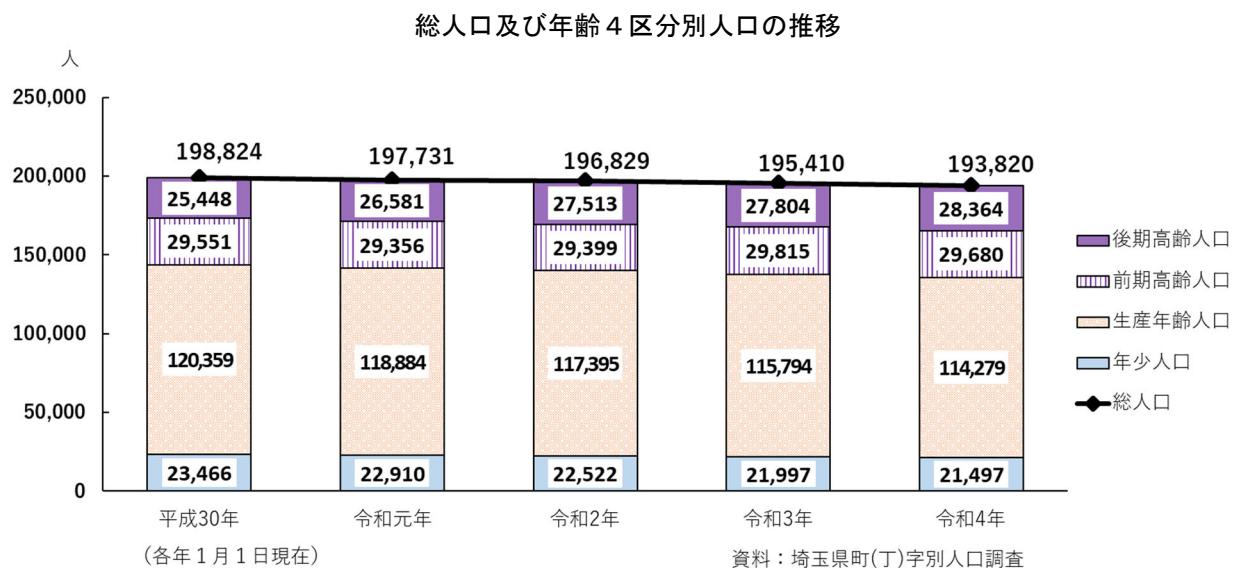
2－2 本市の社会状況

(1) 人口等

平成27年の国勢調査で、我が国の人口は初の減少に転じた。明治時代以降急激に増加してきた人口は、今後急激な減少に向かうと予測されている。

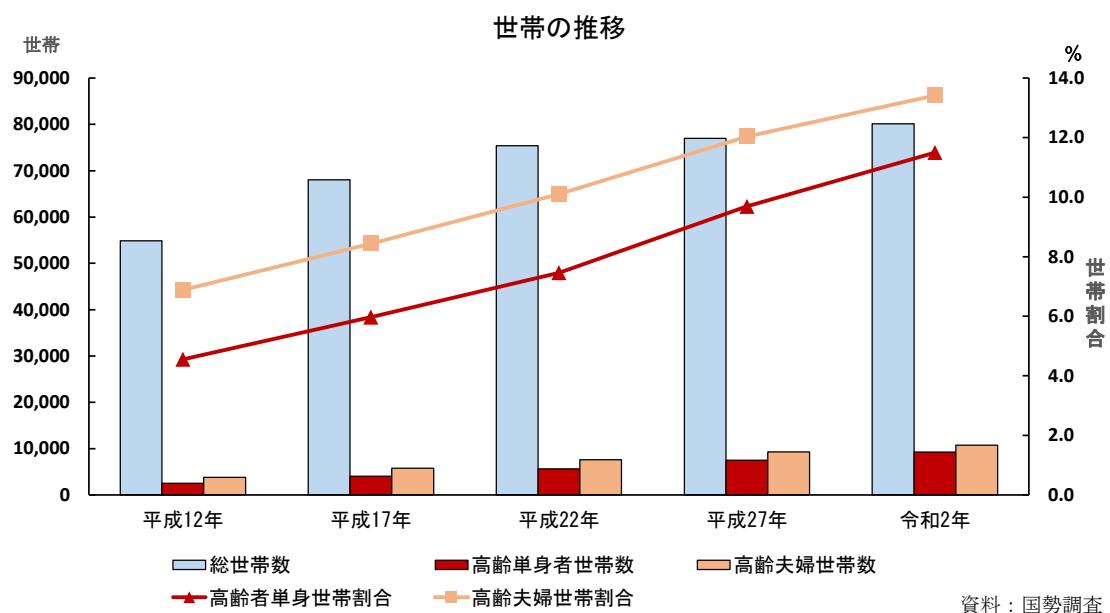
本市では、平成12年をピークに人口が減少しており、「第2期熊谷市人口ビジョン・総合戦略」に基づく独自推計によると、令和12年には、182,060人まで減少するという推計結果となっている。

また、年齢別人口構成では、年少人口（0～14歳）の構成比は、令和2年の11.4%から、10年後の令和12年に11.4%と同程度であり、生産年齢人口（15～64歳）の構成比は、令和2年の59.6%から、令和12年には56.9%へと減少すると見込まれる。逆に高齢者人口（65歳以上）の構成比は、令和2年の28.9%から、令和12年には31.6%へと増加し、急激な少子高齢化が進行していくと予測される。



総世帯数は一貫して増加傾向にあり、平成27年は、平成12年の1.40倍だったが、令和2年には1.46倍となった。

高齢単身者世帯数及び高齢夫婦世帯数は一貫して増加傾向にあり、平成27年にはそれぞれ全世帯の9.7%、12.1%だったが、令和2年には11.5%、13.4%となった。高齢単身者の増加が著しく、平成27年から令和2年の増加率は23.5%と高齢夫婦世帯数の増加率16.0%を大きく上回っている。



(2) 産業・経済

平成 30 年度の市内総生産は、名目で 1 兆 634 億円と県内 4 位の規模となっている。

農業は、都市化や高齢化の進展の中で、耕地面積・農業従事者ともに減少しているものの、令和 2 年の農業産出額は約 77 億円となっている。作目別では「野菜」の産出額が約 44 億円で、次いで、「米」、「乳用牛」、「麦類」、「豚」となっている。

主な作目別農業産出額の推移

単位：千万円

	総 数	米	麦類	野菜	乳用牛	豚	その他
平成26年	900	218	31	533	48	23	47
平成27年	946	211	34	567	52	25	57
平成28年	1,012	225	34	620	52	24	57
平成29年	986	239	33	582	51	24	57
平成30年	844	230	33	465	48	20	48
令和元年	720	217	36	368	37	10	52
令和 2 年	768	199	31	438	37	11	52

資料：市町村別農業産出額（推計）

工業は令和 2 年の事業所数は 276 事業所、従業者数が 13,796 人、製造品出荷額等が 9,607 億 8,988 万円となっている。業種別では「化学」の出荷額が 4,668 億 2,824 万円、次いで、「生産用機械器具」、「金属製品」、「食料品」と続いている。

工業の状況（令和2年）

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	付加価値額
	事業所	人	万円	万円
総数	276	13,796	96,078,988	40,236,203
食料品	28	1,976	6,311,865	2,109,096
飲料・たばこ・飼料	4	179	733,148	160,157
繊維	5	80	61,518	39,608
木材・木製品（家具を除く）	4	72	487,096	131,979
家具・装備品	8	73	104,854	53,701
パルプ・紙・紙加工品	7	601	2,825,575	771,138
印刷・同関連	10	227	367,100	177,499
化学	9	1,155	46,682,824	27,273,018
石油製品・石炭製品	4	44	151,746	75,473
プラスチック製品	20	834	2,568,994	849,537
ゴム製品	4	141	244,794	87,417
なめし革・同製品・毛皮	1	14	×	×
窯業・土石製品	21	898	4,348,176	1,514,188
鉄鋼	8	366	1,527,053	427,848
非鉄金属	9	680	3,869,353	726,039
金属製品	43	1,382	7,217,169	2,225,620
はん用機械器具	6	294	651,079	333,362
生産用機械器具	22	1,475	9,909,733	62,996
業務用機械器具	8	206	492,011	203,479
電子部品・デバイス・電子回路	5	785	2,035,379	992,343
電気機械器具	20	483	895,602	527,464
情報通信機械器具	5	333	1,477,218	428,722
転送機械器具	22	1,480	3,077,344	1,040,613
その他の製造業	3	18	×	×

資料：工業統計調査

事業所数・従業者数については令和2(2020)年6月1日現在、製造品出荷額等・付加価値額は平成31(2019)年1月～令和元(2019)年12月の実績により調査している。

商業は、卸売業についての平成28年の事業所数は520事業所、従業者数は、4,284人、年間商品販売額は、4,929億9,103万円となっている。また、小売業についての平成28年の事業所数は1,271事業所、従業者数は、10,378人、年間商品販売額は、2,203億97万円となっている。

商業の推移

単位:事業所、人、万円

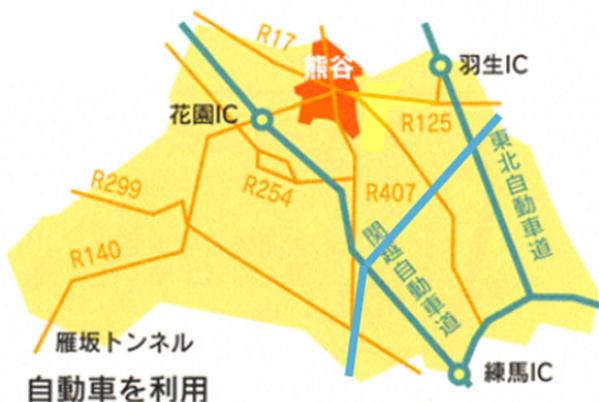
	合計			卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額
平成24年	1,734	13,799	59,284,200	498	4,211	40,617,100	1,236	9,588	18,667,100
平成26年	1,604	13,318	55,246,049	455	4,192	35,504,569	1,149	9,126	19,741,480
平成28年	1,791	14,662	71,329,200	520	4,284	49,299,103	1,271	10,378	22,030,097

資料:平成26年は商業統計調査、平成24・28年は経済センサス

(3) 交通

主要な道路は、東西に国道17号、17号熊谷バイパス、南北に407号が走り、140号は市中心部を起点とし、125号は市中心部が終点となっている。また、関越自動車道、東北自動車道、北関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道などとも連携がよく、交通の要衝となっている。

JR熊谷駅から東京駅まで上越・北陸新幹線で約40分、在来線では上野駅や新宿駅まで60分台で行くことができ、また、熊谷駅は秩父方面や羽生方面への秩父鉄道の起点となっている。



2－3 想定する大規模自然災害

(1) 想定する大規模自然災害の範囲

市内で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、地震、風水害、大雪の3種類を基本とする。

(2) 想定する大規模自然災害の規模

市内で被害が生じる大規模自然災害として、地震では関東平野北西縁断層帯を震源とするもので震度7が想定されている。また、水害では、荒川が氾濫した場合に流域人口約16万人、利根川が氾濫した場合に流域人口約6万人、両方が氾濫した場合にはほぼ全域に影響が出る可能性がある。

2－4 過去に被害をもたらした災害

(1) 地震

大正12年に、マグニチュード7.9の関東南部を震源域とした地震、いわゆる「関東大震災」が発生し、市内にも大きな被害をもたらした。

昭和6年には、マグニチュード6.9の埼玉県北部を震源とした「西埼玉地震」があり被害が発生した。

平成23年の東日本大震災では、市内でも震度5強が観測され、建物被害が発生した。

(2) 風水害

昭和22年にカスリーン台風の影響により、荒川の堤防が決壊し、多数の人的被害・家屋被害が発生した。

昭和41年の台風第26号の際に、暴風と豪雨による被害が発生し、本県で初めて災害救助法が適用された。

平成25年9月15日から16日にかけて通過した台風第18号による竜巻被害が発生し、災害救助法が適用された。

令和元年の台風第19号の際は、大雨特別警報が発表され、河川水位上昇の影響で1万人以上の避難者が発生し、災害救助法が適用された。

(3) 大雪

平成26年2月には、2週続けて関東甲信地方に大雪が降り、本市では、観測史上最大となる62cmの積雪を記録した。この大雪の影響で、鉄道の運休や一般道路の通行止め等、交通機関にも大きな影響を及ぼした。また、多数の農業用施設が倒壊するなどの農業被害も発生した。

第3章 計画策定の基本的な考え方

3－1 基本方針

本市は、東京都心から50～70km圏に位置し、鉄道と主要幹線道路の結節する交通の要衝としての地理的ネットワークを有し、災害時の相互応援体制など県や周辺自治体、自衛隊等との連携強化により、広域的な防災・救援機能の充実を図ることで、国及び県全体の強靭化に寄与すると考えられることから、県地域計画の考え方を参考に、又は、県地域計画と連携し、強靭化を推進する。

3－2 基本目標

国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市における強靭化を推進するための基本目標を、次のとおり設定した。

- ① 市民の生命を最大限守る
- ② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する
- ③ 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減する
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とする備えをする

3－3 事前に備える目標（行動目標）

国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市の強靭化を推進するために必要な事項として、事前に備える目標を次のとおり設定した。

- 1 被害の発生抑制による人命の保護
- 2 救助・救急・医療活動による人命の保護
- 3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保
- 4 必要不可欠な行政機能の確保
- 5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
- 6 経済活動の機能維持
- 7 二次災害の発生抑制
- 8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復

第4章 脆弱性評価

4-1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靭化に必要な施策の推進方針が定められている。

脆弱性評価は、地域計画の策定に先立ち、想定する大規模自然災害の発生時にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を引き起こさないような対策を講じているかを評価するものである。

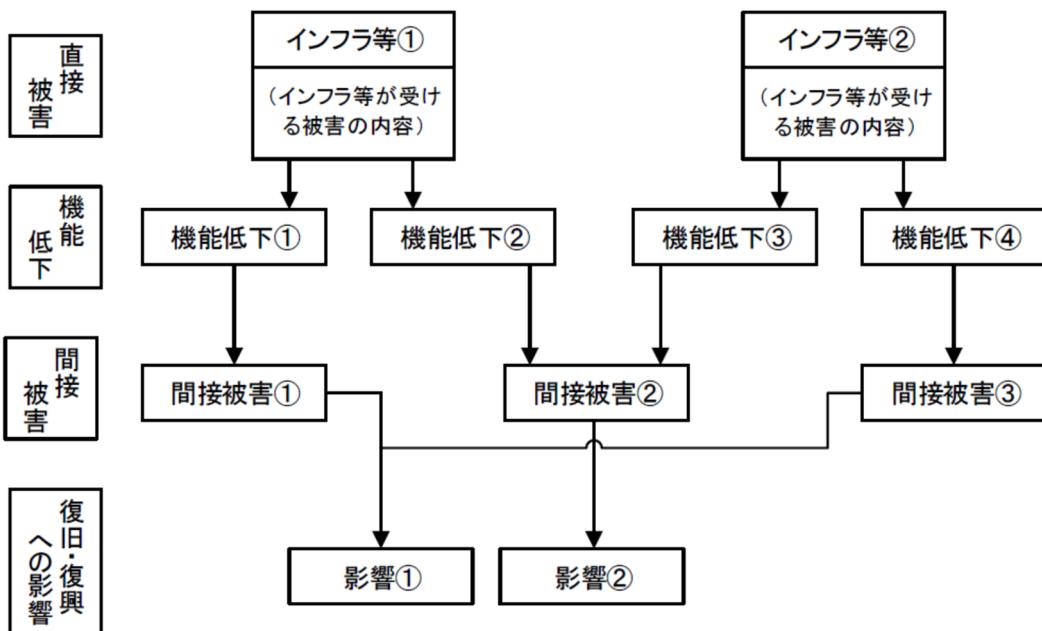
評価に当たっては、大規模自然災害の被害シナリオと生じる被害の伝播を整理した上で、リスクシナリオを設定した。その上で、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本市の取組を把握し、方向性を評価した。

4-2 想定するリスクによる被害の伝播の整理

想定するリスクによる被害の伝播を把握するため、大規模自然災害による被害の伝播を整理するフローを記載した。

大規模自然災害による被害をインフラ等の直接被害、機能低下、間接被害及び復旧・復興への影響の4段階に分け、インフラ等が災害から受けける直接的な被害を起点として、そこから派生する被害、広域的な被害や大規模な被害の流れを示す。

■被害の伝播を整理するフローのイメージ



（※「埼玉県地域強靭化計画」より抜粋）

4－3 リスクシナリオの設定

本計画は、国の基本計画や県地域計画と調和を保つことが必要であることから、両計画で設定されたリスクシナリオから本市におけるリスクシナリオの設定を検討した。その結果、本市の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標（行動目標）に対応させた32のリスクシナリオを次ページのとおり設定した。

本市が設定する32のリスクシナリオ

事前に備える目標 (行動目標)	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1 被害の発生抑制による人命の保護	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-3	異常気象（洪水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6	災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動による人命の保護	2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2	旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-3	物資の輸送が長期間停止する事態
	3-4	大量の帰宅困難者が発生する事態
	3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能の確保	4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3	給水停止が長期化する事態
	5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 経済活動の機能維持	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
	6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7 二次災害の発生抑制	7-1	消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模火災が発生する事態
	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

4-4 リスクシナリオの発生回避等に向けた評価

(1) 評価の方法

リスクシナリオごとに、過去の災害の記録等を基に、その事態の具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち市の取組を中心に抽出し、その内容を整理した。

これらを踏まえ、32のリスクシナリオについて、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。

(2) 評価の結果

評価結果のポイントは次のとおりである。

- 大規模自然災害による32のリスクシナリオを抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備えることが必要である。
- 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、学校の災害対応力の強化に一層取り組む必要がある。市民の自助・共助に活用できるよう災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要がある。
- 社会の機能を維持する観点から、道路・鉄道・ライフライン・情報通信の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、ルート等の多重化や非常用電源の確保等の代替手段の確保にも一層取り組む必要がある。また、平常時からの連携関係の確立、産業機能の確保に取り組み、災害時には、支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要がある。
- 財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設等の整備・減災に向けた取組を一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保に取り組み、災害に強い都市をつくる必要がある。

第5章 強靭化に向けた行動（事前に備える目標）

強靭化に向けて市が取り組む主な行動は、過去の災害から学ぶべき課題と脆弱性評価の結果を踏まえて設定する。

5－1 過去の災害の際に生じた主な課題

(1) 地震（東日本大震災の際に生じた課題）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。東北地方を中心とする津波の被害で1万5千人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者、行方不明者や建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じた。放射能汚染、電力供給量のひっ迫による計画停電、長期化する避難生活など、多くの課題が生じた。

(2) 洪水（令和元年台風第15号、19号の際に生じた課題）

令和元年9月9日に関東地方に上陸した台風第15号は、暴風により千葉県を中心に甚大な被害をもたらした。道路の寸断や通信設備の損傷により被害状況が把握できずに支援が遅れたほか、電気設備の損傷等により停電と断水が長期化し、その対策が課題となつた。

同年10月12日に関東地方に上陸した台風第19号では、関東や甲信、東北地方を中心に記録的な大雨となり、多くの河川が氾濫して甚大な被害をもたらした。首都圏を中心に大勢の人が避難する事態となつたことから、治水対策のほかに市民への避難情報の周知、避難行動や避難所運営の在り方等が課題となつた。

5－2 重点的に推進する取組の設定

本計画では、第4章「脆弱性評価」に示したリスクシナリオ単位で、取組の重点化を図ることとする。脆弱性評価において事態の起こりやすさ、他の事態への影響の程度、本市の取組状況を踏まえ、「現在の取組を一層推進する必要がある」と評価されたリスクシナリオの発生回避・被害軽減に関する取組及び直近の災害から学ぶべき課題への対応について、当分の間、重点的に推進することとする。

取組の重点化を図るリスクシナリオ

事前に備える目標（行動目標）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1 被害の発生抑制による人命の保護	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-3	異常気象（洪水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6	災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動による人命の保護	2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-3	物資の輸送が長期間停止する事態
	3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態
4 必要不可欠な行政機能の確保	4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3	給水停止が長期化する事態
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 経済活動の機能維持	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害の発生抑制	7-1	消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模火災が発生する事態
	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

5－3 事前に備える目標別の強靭化に向けた行動

事前に備える目標（行動目標）別に、目標実現を阻害する「リスクシナリオ」を発生させないための主な取組を整理した上で、当分の間、重点的に推進する「強靭化に向けた主な行動」を示す。

行動目標 1 被害の発生抑制による人命の保護

行動目標 2 救助・救急・医療活動による人命の保護

行動目標 3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

行動目標 4 必要不可欠な行政機能の確保

行動目標 5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧

行動目標 6 経済活動の機能維持

行動目標 7 二次災害の発生抑制

行動目標 8 大規模自然災害被害後の迅速な再建・回復

(1) 行動目標 1 被害の発生抑制による人命の保護

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

事前に備える目標（行動目標）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1 被害の発生抑制による人命の保護	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-3	異常気象（洪水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6	災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

イ 強靭化に向けた主な取組

- 消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 住宅・建築物の耐震化等の促進
- 災害情報の共有と市民への適切な提供
- 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- 学校の災害対応力の向上

ウ 強靭化に向けた主な行動

- 災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防組織の充実・強化、消防施設・装備・高機能消防指令センター設備の計画的な整備・維持管理、広域的な応援受入体制の整備を図る。【消防本部】
- 消防団員の確保、活動技術の向上、施設・資機材の整備等、多面的な消防団強化対策を実施し、地域の消防力強化を図る。【消防本部】
- 建築物の耐震化を所有者に働き掛けるとともに、行政・建築関係団体による協議会等において情報共有し、効果的な耐震化に努める。
【都市整備部、建設部】
- 熊谷市個別施設計画に基づき、公共施設の統廃合や耐震化を進め、適切な維持管理を行う。【施設を所管する部】
- 行政職員・教職員等の意識と能力向上を図るため、今後、危機管理・防災に関する研修を増やすなど、職員の防災教育を充実させる。【市长公室】
- 災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共

有化に取り組む。【市長公室】

- 小・中学校では、危機管理体制の整備、充実を図るとともに、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童・生徒の育成に努める。【教育委員会】
- 流域治水プロジェクトにより、流域貯留浸透事業の推進や、河道掘削による河川氾濫の抑制などの取組を推進する。【建設部】
- 国・県と連携した一級河川の整備促進や、市街地で発生する都市型水害軽減のため、準用河川新星川の改修や排水路・下水道雨水管渠の整備など、治水対策を推進する。【建設部、上下水道部】
- 各種緊急車両や高機能消防指令センターの更新、耐震性防火水槽等の消防水利の設置、常備消防（消防本部、消防署）と消防団が連携した演習訓練の実施など、複雑多様化する災害への対応力の向上を図る。【消防本部】

(2) 行動目標 2 救助・救急・医療活動による人命の保護

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

事前に備える目標（行動目標）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		
2 救助・救急・医療活動による人命の保護	2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態	
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	
	2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	

イ 強靭化に向けた主な取組

- 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 災害時医療体制の確保
- 要配慮者の避難支援体制の確立
- 感染症対策の強化

ウ 強靭化に向けた主な行動

- 大規模災害においては、本市の消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要になると予測されるため、自衛隊等、支援部隊の円滑な支援が得られるよう受入体制を整える。【市長公室、消防本部】
- AEDの設置を推進するとともに、その取扱いを含む応急手当の正しい知識と技術の習得のため講習会等の受講促進を図る。【市民部】

- 災害時の医薬品等の調達を円滑に行えるよう、関係機関との運用体制の確認・整備を図る。【市長公室、市民部】
- 健康管理指導などの保健衛生体制整備等による疾病・感染症の発生予防対策の充実、仮設トイレの整備及び適切な使用方法の普及・啓発、医療救護体制の充実化等による、疾病・感染症等の重症化・拡大防止の取組推進を図る。【市長公室、市民部】
- 単身高齢者等の安否確認体制を確立するため、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、要配慮者の迅速な避難体制を整える。【市長公室、福祉部】
- 拡大処置認定救急救命士や救助隊員の養成及び市民対象の救命講習会実施の拡充により、応急手当ができる市民の育成を推進する。【消防本部】
- 災害時の迅速な救急救助活動に備え、救急車の適正利用の推進に努めるとともに、救急資器材、救助資機材の充実を図る。【消防本部】
- 新型コロナウイルス感染症等の拡大による医療体制のひっ迫を防止するため、避難所における適切なスペースの確保、マスク・消毒液・体温計などの必要な物資の備蓄、健康管理、発熱者への対応方法など、事前からの感染症対策の徹底と住民への周知を図る。【市長公室、市民部】

【目標指標】

指標	現状	目標
応急手当実施率（バイスタンダーCPR※）	56.6% (R3年)	60% (R9年)

※救急現場に居合わせた人による心肺蘇生法

(3) 行動目標3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

事前に備える目標（行動目標）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2	旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-3	物資の輸送が長期間停止する事態
	3-4	大量の帰宅困難者が発生する事態
	3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

イ 強靭化に向けた主な取組

- 道路ネットワークの整備・通行の確保
- 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- 帰宅困難者への支援体制の確立
- 情報通信体制の強化
- 災害情報の共有と市民への適切な提供

ウ 強靭化に向けた主な行動

- 防災活動拠点等へのアクセス確保のため、道路等を整備し、ルートの多重化を図る。【建設部】
- 狭い道路の拡幅に関する普及・啓発に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。【建設部】
- 救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、長寿命化・耐震化、浸水対策などの対策により幹線道路の交通網の確保対策を図る。
【建設部】
- 電柱倒壊による道路の閉塞、電力の供給停止を防ぐため無電柱化を推進する。【建設部】
- 緊急輸送道路等の耐震補強、I C等への物流ルートとのアクセス確保のための道路を整備する。【建設部】
- 鉄道輸送等が長期間停止する事態に備え、国、県及び鉄道事業者、バス事業者と連携し、代替輸送手段の確保に努める。【市長公室、総合政策部】
- 帰宅困難者に対して、交通情報や被害状況などの適切な情報提供を行うとともに、駅周辺の公共施設等を一時滞在施設として設置するなどの対策を推進する。【市長公室、市民部、教育委員会】
- 市民への情報伝達手段として、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、メール配信サービス「メルくま」、防災アプリ「全国避難所ガイド」、防災行政無線、広報車等の適切な運用、市ホームページ・S N S（ツイッター等）・ケーブルテレビ・FMクマガヤなどの複数媒体による情報伝達方法の確保や放送等の難聴エリア対策等を進め、今後も情報インフラの充実を図る。【市長公室】
- 災害時、避難行動の妨げとなる放置自転車は、立哨^{しょう}指導や自転車撤去により通行の確保を図る。【市民部】
- 火災や災害時の防災空間として、緊急車両等の通行に支障のない幅員が確保できるよう、道路改良、道路補修等を推進する。【建設部】
- 空き家の倒壊等による道路閉塞を防止するため、関係機関等と連携

し、空き家等の除却・利活用や空き家バンク制度・マイホーム借上げ制度の周知・利用促進等により、総合的かつ計画的な空き家等の対策を推進する。【市民部】

【目標指標】

指標	現状	目標
防災行政無線（固定系）の受信所数	260 箇所（R4. 3）	270 箇所（R10. 3）
防災メールの登録者数	20, 877 人（R4. 5）	25, 000 人（R10. 3）
補助制度活用による空き家年間解消件数	15 件（R3 年度）	20 件（R10. 3）

(4) 行動目標 4 必要不可欠な行政機能の確保

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

事前に備える目標（行動目標）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
4 必要不可欠な行政機能の確保	4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

イ 強靭化に向けた主な取組

- 防災活動拠点等の強化
- 行政機関の業務継続の確保
- 応急対応に必要な非常用電源等の確保
- 防災知識の普及啓発

ウ 強靭化に向けた主な行動

- 総合防災訓練等、消防や警察、自衛隊なども参加した合同訓練等を実施する。また、市と防災関係機関が連携を図りながら図上訓練等を継続的に実施し、本市の災害対応力の向上を図る。【市長公室】
- 実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の確保を進める。【市長公室】
- 避難施設における人的資源の適切な配備や関係者間で連携した計画的な訓練実施を推進する。【市長公室、教育委員会】
- 整備予定の（仮称）道の駅「くまがや」については、埼玉県防災拠点に近接するとともに緊急輸送道路に面するという立地特性を生かし、応急対策や復旧といった支援活動の拠点として利用できるよう計画する。【産業振興部】
- 自治体間等で相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよ

う、広域的な協定の締結を推進するなど、連携強化を図る。【市長公室】

○業務継続計画（B C P）の検証と見直しを実施し、災害対応に関するマニュアル等の作成を進め、業務継続に必要な体制整備の強化を図る。【市長公室、総合政策部】

○被災者支援を行うボランティアを円滑に受入れるため、市社会福祉協議会やボランティア団体等との連携体制を強化するとともに、災害ボランティアの募集や、災害ボランティア講座等を開催し、人材育成を図る市社会福祉協議会の活動を支援する。【市長公室、市民部、福祉部】

○地域防災計画の継続的な見直しや府内体制の整備など、公助の取組を強化するとともに、各家庭でのマイ・タイムライン作成啓発や、地域での地区防災計画策定を促進するなど、自助・共助の意識醸成の取組も強化することにより、市域全体での防災対応能力向上を図る。【市長公室】

○停電の長期化に備えるため、拠点施設・避難所等の非常用電源の配備や燃料の多重化を推進する。【総務部、各行政センター、教育委員会】

(5) 行動目標 5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

事前に備える目標（行動目標）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3	給水停止が長期化する事態
	5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

イ 強靭化に向けた主な取組

- 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化
- 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保
- 自助と共にによる地域単位の防災力の向上
- 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化
- 避難所の公衆衛生と生活の質の確保

ウ 強靭化に向けた主な行動

- 食料や日用品、燃料、仮設トイレ等資機材の充実等、備蓄品を計画的に整備し、地域バランスや配送方法等を考慮しつつ備蓄場所の確保を図る。【市長公室、環境部】
- 電気・ガス等の供給の長期間停止が、被災者の生活及び経済活動に大きな打撃を生ずることは近年の災害から明らかであるため、対策強化を企業へ要請していくとともに、災害協定などにより体制強化を図る。【市長公室】
- 災害発生時に長期間の断水を防ぐため、浄・配水施設及び基幹管路の老朽化対策による更新・耐震化を計画的に実施する。また、災害時の応急給水活動の円滑化を図るため、重要給水拠点への供給管の耐震化を優先的に実施する。【上下水道部】
- 汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、施設の適切な維持管理、生活排水対策等の推進を図る。【環境部、上下水道部】
- 公園施設が広域防災拠点、仮設住宅用地となることを想定し、水の確保、夜間照明、放送設備、非常電源施設等の設置等の災害応急対策施設の整備を行う。【都市整備部】
- 避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの充実、段ボール製簡易ベッド等の準備について検討する。【市長公室、環境部】
- 一時避難所に災害用トイレ、かまどベンチ等の防災施設の整備を図る。【都市整備部】
- 地域での共助の取組の中心となる自主防災組織の結成や活動の支援を行うとともに、防災リーダーや防災士の育成を推進する。【市長公室】
- 避難生活の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、家庭用燃料電池や蓄電池の普及促進、急速充電設備の設置など長期・大規模停電対策の推進を図る。【市長公室、環境部】

【目標指標】

指標	現状	目標
自主防災組織率	79.5% (R4.3)	80.0% (R10.3)
自主防災組織訓練実施数	71回 (R4年度)	260回 (R10.3)

(6) 行動目標 6 経済活動の機能維持

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

事前に備える目標（行動目標）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
6 経済活動の機能維持	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
	6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

イ 強靭化に向けた主な取組

- 平常時からの産業創出
- 金融機能・産業機能の維持
- 産業を担う人材の育成・確保
- 平常時からの農業生産の確保

ウ 強靭化に向けた主な行動

- 本市の経済活動を強化するため、「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」に基づく支援制度の周知や企業ニーズの把握に努め、本市への企業立地を促進するとともに、企業の集積や操業環境の向上を図る。【産業振興部】
- 災害時の協力体制の充実を図るため、協定締結企業の拡大に努め、企業や団体との防災に関するネットワーク構築を図る。【市長公室】
- 地震や洪水などの自然災害、感染症や大事故などが発生しても企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画（B C P）についての普及を進め、策定支援を行う。【市長公室、産業振興部】
- 「災害時における物資の供給等に関する協定」を締結した（株）熊谷青果市場において、老朽化等した施設について食品流通の合理化を図るための取組を支援する。【産業振興部】

(7) 行動目標 7 二次災害の発生抑制

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

事前に備える目標（行動目標）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
7 二次災害の発生抑制	7-1	消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模火災が発生する事態
	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3	危険物・有害物質等が流出する事態

イ 強靭化に向けた主な取組

- 災害に強いまちづくり
- 農業用ため池の防災対策
- 自然を生かした保水・遊水機能の確保
- 有害物質等の流出対策の確実な実施

ウ 強靭化に向けた主な行動

- 災害発生時に「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちが守る」という自助・共助を基本とし、火災の発生、拡大を抑えるために平常時から地域で対応できる体制を整え、地域の防災力向上を図る。【市長公室、市民部、消防本部】
- 平常時から施設の防火・防炎設備について定期的に点検等を行うとともに、避難訓練等を実施し、防災意識の向上を図る。【市長公室、建設部、消防本部】
- 耐火性の高い建築物への建替えの促進によるまちの不燃化、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を推進する。【都市整備部、建設部】
- 災害時において指定緊急避難場所として活用される身近な公園を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進する。【都市整備部】
- 防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価及び劣化状況評価の結果を踏まえ、防災減災対策を推進する。【産業振興部】
- 災害発時の有害物質流出の事前対策として、事業者への継続的な指導・啓発を行うとともに、発災後に流出した有害物質の感知や災害対応に必要となる資機材の整備等の実施により、迅速に対応できる体制を確保・整備する。【環境部】
- 石綿（アスベスト）の飛散防止対策を徹底するとともに、石綿を含む特別管理廃棄物について、一時管理場所の確保など、適正な処理体制づくりを推進する。【環境部】
- 重大な消防法令違反対象物の関係者への重点的な指導や住宅用火災警報器を条例に適した場所に設置するための普及・啓発を継続的に実施するなど、火災予防啓発事業を推進する。【消防本部】
- 近年の災害激甚化に鑑み、居住や都市機能を災害リスクが低い地区へ緩やかに誘導する取組を推進するとともに、誘導区域内に残存するリスクに対して必要なハード及びソフトの施策を推進する。【市長公室、都市整備部】

(8) 行動目標8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

事前に備える目標（行動目標）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

イ 強靭化に向けた主な取組

- 応急復旧の体制整備
- 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- 災害廃棄物の適正処理の推進
- 発災前からの都市の復興への備え
- 農業生産基盤等の整備

ウ 強靭化に向けた主な行動

- 県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制の整備や、環境保全に支障のない一時仮置き場の確保を図る。【環境部】
- 道路、橋りょう及び歩道橋等について、対策が必要となる箇所の早期発見のため、パトロールや点検を継続して推進する。また、損傷があった場合には適正な延命措置や修繕・補修を実施し、健全性の維持を図る。【建設部】
- 被災後の迅速な復旧・復興に資する現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査事業の促進を図る。【建設部】
- 応急復旧について、被災時に、国や県と連携するほか、近隣市町等との災害時相互応援協定等により、資機材の貸付けや人員派遣等について相互協力を図る。被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。【市長公室】
- 大規模自然災害発生時の被害を小さくし、迅速な再建・回復ができるよう、河川の整備や老朽化しているポンプ施設の計画的な長寿命

化により、広域かつ長期にわたる被害とならないよう治水安全度の向上を図る。【建設部、上下水道部】

- 農地等の利用の最適化の推進に伴う農地パトロールや、農地集積と集約化の受け皿となる中間管理事業等により、遊休農地の再生、農業環境の保全管理を推進する。【産業振興部、農業委員会】
- 経営体育成や農業経営体の法人化に向けた支援、「担い手育成塾」の実施により、新規就農者が参入しやすい仕組みを整え、担い手の確保を図る。【産業振興部】

【目標指標】

指標	現状	目標
農地中間管理事業による担い手への転貸面積	593ha (R4. 3)	784ha (R10. 3)
多面的機能支援事業の活動対象面積	3, 210ha (R4. 3)	3, 350ha (R10. 3)

第6章 施策分野別の強靭化に向けた方針

6-1 施策分野の設定

本計画における施策分野は、国の基本計画及び県地域計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を次のとおり設定する。

個別施策分野	1	行政機能
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	国土保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション
	16	老朽化対策

6-2 施策分野とリスクシナリオの関係

施策分野と脆弱性評価で設定した32のリスクシナリオの関係を整理した。

■施策分野と32のリスクシナリオ

施 策 分 野	個別施策分野													横断的 分野		
	1 行政 機 能	2 住 宅 ・ 都 市	3 保 健 医 療	4 福 祉	5 エ ネ ル ギ ー	6 情 報 通 信	7 産 業	8 交 通	9 農 業	10 国 土 保 全	11 ラ イ フ ラ イ ン	12 教 育	13 土 地 利 用	14 環 境	15 コ 地 域 づ ニ ケ リ ・ シ ョ ン ク	16 老 朽 化 対 策
32のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)																
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○													○
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○									○			○	○
1-3	異常気象（洪水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○							○	○	○			○	
1-4	大規模な土砂灾害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○								○	○				○	
1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○							○							
1-6	災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	○	○												○	
2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態	○	○					○	○	○					○	
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態		○												○	
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	○	○								○				○	
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	○	○					○	○						○	○
3-2	旅客の輸送が長期間停止する事態							○	○							
3-3	物資の輸送が長期間停止する事態	○	○					○	○	○					○	
3-4	大量の帰宅困難者が発生する事態	○					○	○							○	
3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態						○									
3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	○				○									○	
4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	○			○		○	○	○	○					○	
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態				○					○					○	
5-3	給水停止が長期化する事態	○								○	○				○	
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	○								○	○				○	
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○	○	○											○	
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態							○	○	○	○	○			○	
6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態						○									
7-1	消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模火災が発生する事態	○	○												○	
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態	○							○	○					○	
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態													○	○	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態	○	○											○		
8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	○						○	○						○	
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	○	○						○	○			○			
8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態								○	○					○	
8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	○							○	○					○	
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	○					○								○	

6－3 施策分野ごとの取組の方向性

施策分野ごとの熊谷市の取組の方向性は、次に示すとおりである。

(1) 行政機能

消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減【市長公室、消防本部】

- ・ 地震による建物倒壊等の災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・救急活動を行うための研修及び訓練を計画的に実施する。
- ・ 大規模災害においては、本市の消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要になると予測されるため、自衛隊等、支援部隊の円滑な支援が得られるよう受入体制を整える。
- ・ 消防団員の確保、活動技術の向上、施設・資機材の整備等、多面的な消防団強化対策を実施し、地域の消防力強化を図る。
- ・ 大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、職員を対象とした研修や訓練を実施する。
- ・ 荒川南部地区の消防庁舎を含む老朽化が進行している消防施設については、災害時の活動拠点としての機能が十分に発揮されるよう整備を行う。

防災活動拠点等の強化【市長公室、産業振興部、都市整備部、建設部、消防本部】

- ・ 総合防災訓練等、消防や警察、自衛隊なども参加した合同訓練の実施や計画の見直し等を行う。また、市と防災関係機関が連携を図りながら図上訓練等を継続的に実施し、本市の災害対応力の向上を図る。
- ・ 実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の確保を進める。
- ・ 整備予定の（仮称）道の駅「くまがや」については、埼玉県防災拠点に近接するとともに緊急輸送道路に面するという立地特性を生かし、応急対策や復旧といった支援活動の拠点として利用できるよう計画する。
- ・ 市内8箇所の防災拠点のほか、大規模施設、指定避難所等において、災害時に備え、物資の備蓄や拠点施設の維持管理を行う。
- ・ 防災活動拠点等へのアクセス確保のため、道路等を整備し、ルートの多重化を図る。
- ・ 緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援を行い、耐震化を進める。

災害情報の共有と市民への適切な提供【市長公室、建設部】

- ・市が発令する避難指示等の災害情報を市ホームページに掲載する。
- ・市民への情報伝達手段として、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、メール配信サービス「メルくま」、防災アプリ「全国避難所ガイド」、防災行政無線、広報車等の適切な運用、市ホームページ・SNS（ツイッター等）・ケーブルテレビ・FMクマガヤなどの複数媒体による情報伝達方法の確保や放送等の難聴エリア対策等を進め、今後も情報インフラの充実を図る。
- ・外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行う。
- ・洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を収集・提供する。

応急対応に必要な非常用電源等の確保【環境部、上下水道部、都市整備部】

- ・市有施設の設備設計の際に太陽光発電等の創エネ設備やLED照明、断熱窓など省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。また、夜間や悪天候時における電気の利用を可能とするため、蓄電池や電気自動車の導入を進める。
- ・浄・配水施設では、送水が継続できるよう非常用自家発電設備の計画的な更新を行う。
- ・下水道施設では、市街地等の下水処理を継続できるよう非常用自家発電設備の整備を計画的に進める。
- ・公園施設では、応急対応に備え、非常用自家発電設備の整備を進める。

職員派遣体制の確立【市長公室、総務部】

- ・被災地に対する人的支援に当たって、速やかな情報伝達や意思決定が図られるよう、連絡系統や意思決定、役割分担等に関し検討・整理し、全庁的な共有化を図る。また、県や近隣市町との協力の在り方についても整理する。
- ・職員の災害対応力という観点からも、積極的な職員派遣を行い、得た知識や経験を生かしてマニュアル改定、研修を実施する。
- ・被災地で不足している専門的人材を速やかに派遣できるよう、専門的知識や技術を有する人材の情報管理及び育成を行う。

支援・受援体制の確立【市長公室、市民部】

- ・受援計画を策定し、国や県、近隣市町からの支援を迅速かつ的確に受けられる体制を確立する。
- ・本市が被災し、他市等からの人的支援を受けるに当たって、速やか

に応援要請や受入れができるよう、早急に情報を収集し、役割分担や情報提供方法、O A 機器等の準備等に関し検討・整理する。

- ・被災地でボランティアの受入れニーズと、ボランティアとして支援を希望する者をマッチングするコーディネーターの養成等について検討する。

行政機関の業務継続の確保【市長公室、総合政策部】

- ・業務継続計画（B C P）の検証と見直しを実施し、災害対応に関するマニュアル等の作成を進め、業務継続に必要な体制整備の強化を図る。
- ・被災により近隣市町が機能を喪失した場合、業務に応じた応援が実施できるよう派遣可能者リストを事前に作成しておく。

応急復旧の体制整備【市長公室、各所管】

- ・被災時に、国や県と連携するほか、近隣市町等との災害時相互応援協定等により、資機材の調達や人的支援の受入れ等について相互協力をを行う。
- ・被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。
- ・市民の安否及び被災程度の確認を目的としたパトロールの実施方法等を検討する。

(2) 住宅・都市

住宅・建築物の耐震化等の促進【市長公室、総合政策部、福祉部、建設部、都市整備部、教育委員会、施設を所管する部】

- ・熊谷市個別施設計画に基づき、公共施設の統廃合や耐震化を進め、適切な維持管理を行う。
- ・建築物の耐震化を所有者に働き掛けるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。
- ・小・中学校施設については、トイレの洋式化や老朽化した校舎の大規模改修、暑さ対策等を計画的に進める。
- ・学校給食施設については、老朽化した学校給食センターを災害対応機能を備えた給食施設へ更新する。
- ・老朽化した市営住宅の計画的な修繕、建替えを進める。
- ・保育所等の社会福祉施設についても計画的に耐震化を進めるとともに、老朽化した施設については建替えを行う。
- ・体育館等の社会体育施設や公園施設についても、計画的に耐震化や老朽化対策等の大規模修繕を行うとともに、老朽化した施設の建替えを行う。

- ・ 地震時の液状化については、可能性分布図を公表するとともに、液状化対策を含めた宅地防災対策を促進する。
- ・ 震災直後の宅地及び建築物の危険度を判定する被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士を養成・訓練し、判定体制を整備・維持する。

空き家対策の促進【市民部、都市整備部】

- ・ 老朽空き家の除却及び空き家の利活用を支援する。
- ・ 活用可能な空き家を含む中古住宅の流通を促進するため、空き家バンク制度やマイホーム借上げ制度の活用を促進する。また、民間事業者等との連携を図り、既存住宅ストックの管理適正化等による有効活用や流通の活性化を進める。

災害に強いまちづくり【市長公室、都市整備部、消防本部】

- ・ 耐火性の高い建築物への建替えの促進によるまちの不燃化、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を推進する。
- ・ 災害時において指定緊急避難場所として活用される身近な公園を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進する。また、防災機能を備えた公園の整備を推進する。
- ・ 防災拠点として設備等が整備された施設では、「避難所運営ゲーム（HUG）」等の机上での対応訓練を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備える。
- ・ 計画的な土地利用規制・誘導の見直し、立地適正化計画の防災指針に基づく取組の推進により、災害リスクに応じた安全・安心な都市環境を形成する。
- ・ 防火対象物等への積極的な立入検査により、防火管理体制の充実を図るとともに、住宅用火災警報器の条例に適合した設置率の向上を推進する。

(3) 保健医療

災害時医療体制の確保【市民部、消防本部】

- ・ 救急隊員が行う応急処置等の質を医学的観点から保証するメディカルコントロール体制の強化を図る。病院前救護の充実のため、救急救命士の計画的な養成とスキルの維持向上のための再教育等を実施する。
- ・ 医師会等医療関係機関と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制等の整備等を推進する。
- ・ 災害時の医薬品等の調達を円滑に行えるよう、関係機関との運用体

制の確認・整備を図る。

- ・健康管理指導などの保健衛生体制整備等による疾病・感染症の発生予防対策の充実、仮設トイレの整備及び適切な使用方法の普及・啓発、医療救護体制の充実化等による、疾病・感染症等の重症化・拡大防止の取組推進を図る。
- ・老朽化した医療施設の建替えや耐震化及び不燃化により、医療機関の防災体制について整備・強化を図る。
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を適切に定めるとともに、住民への周知を図る。

(4) 福祉

要配慮者等への配慮の確保【市長公室、福祉部】

- ・福祉避難所開設訓練を実施する。
- ・保育所等の社会福祉施設や福祉避難所の耐震化を計画的に進める。
- ・高齢者等に対する各種サポート事業や施設整備を進めるとともに、災害時の情報伝達や避難行動等について周知を図る。
- ・避難行動要支援者名簿の定期的な更新と、今後の個別避難計画作成に向けた取組を推進する。

(5) エネルギー

省エネルギー化の推進【環境部、各所管】

- ・市有施設の改修工事に際し、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減するため、高効率機器や省エネ器具の導入を進める。
- ・電気と熱を同時にくる高効率なコーポレーティブ・ソリューションシステムの普及啓発を進める。
- ・住宅の省エネ改修（窓・床・天井・壁の断熱改修）を推進し、エネルギーの使用量と二酸化炭素排出量を削減する。

再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保【環境部】

- ・太陽光発電等の創エネ設備やLED照明、断熱窓など省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。また、夜間や悪天候時における電気の利用を可能とするため、蓄電池や電気自動車の導入を進める。
- ・エネルギーの安全・安心を確保するため、地域のエネルギーは地域で貯えるよう、住宅用の太陽光発電設備や蓄電池等の導入を促進する。
- ・高効率発電が可能な大規模焼却施設の導入検討を促進する。

次世代自動車の普及【環境部】

- ・ E V (電気自動車)・P H E V (プラグインハイブリッド自動車) の充電インフラの整備、自動車の蓄電池の電力を家庭で利用する設備 (V 2 H) の設置支援を進める。

(6) 情報通信

情報通信体制の強化【総合政策部】

- ・ 情報システムに関する業務継続計画 (I C T - B C P) の検証と見直しを実施し、非常時優先業務に必要な I T 資源 (情報システムや情報ネットワーク) の継続性を確保して、大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう備える。

(7) 産業

平常時からの産業創出【産業振興部】

- ・ 「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」に基づく支援制度の周知や企業ニーズの把握に努め、本市への企業立地の促進と市内における操業環境の向上を図る。

金融機能・産業機能の維持【産業振興部】

- ・ 市内 中小企業におけるB C Pの策定について、熊谷商工会議所、くまがや市商工会と連携し、普及・支援を行う。
- ・ 市制度融資の活用を促し、被災時の民間企業の事業継続を支援する。

産業を担う人材の育成・確保【産業振興部】

- ・ 建設業への若者や女性の入職・職場定着、資格取得による処遇改善を支援する。

(8) 交通

鉄道施設の耐震化等による安全性の向上【総合政策部】

- ・ 地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する支援を行う。

道路ネットワークの整備・通行の確保【建設部】

- ・ 道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進める。
- ・ 防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、市外から本市につながる広域幹線道路を含む未接続道路等の整備を推進する。
- ・ 救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、長寿命化・耐震化、

浸水対策などの対策により幹線道路の交通網の確保対策を図る。

- ・電柱倒壊による道路の閉塞、電力の供給停止を防ぐため無電柱化を推進する。
- ・緊急輸送道路等の耐震補強、I C等への物流ルートとのアクセス確保のための道路整備を推進する。
- ・狭い道路の拡幅に関する普及・啓発に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。
- ・地域の連携強化を図る幹線道路を計画的に整備し、広域の連携強化を図る道路交通網整備を推進する。

道路施設の耐震化等による安全性の向上【建設部】

- ・古い基準で建設された橋りょう等の耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、管理道路の安全確保を図る。

帰宅困難者対策【市長公室、市民部、教育委員会】

- ・帰宅困難者への適切な情報提供や一時滞在施設の確保に取り組むとともに、一斉帰宅抑制の周知を推進する。

(9) 農業

平常時からの農業生産の確保【産業振興部】

- ・青年の就農意欲の向上と就農後の定着を国の制度を活用して進めるとともに、関係機関が連携して質の高い新規就農者の育成等を支援する。また、平常時から荒廃農地解消や農地集約により農地の健全な維持を図り、生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援を進める。
- ・基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進める。自治会や水利組合、土地改良区等へ農地の多面的機能の周知を進め、農地維持を進める。
- ・スマート農業を推進し、農作業の効率化や省力化による生産性の向上を図る。
- ・「災害時における物資の供給等に関する協定」を締結した(株)熊谷青果市場において、老朽化等した施設について食品流通の合理化を図るための取組を支援する。

農業生産基盤等の整備【産業振興部】

- ・低コストで効率的に農地の大区画化を行うほ場整備を進める。基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進める。
- ・鳥獣害対策指導者の育成、地域での被害防止活動への支援により、

鳥獣害被害対策を進める。

- ・多面的機能支援事業を活用した保全管理や、ほ場整備事業などにより、農地環境の改善を図る。

農業用ため池の防災対策【産業振興部】

- ・防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価及び劣化状況評価の結果を踏まえ、防災減災対策を推進する。

(10) 國土保全

治水施設の整備・減災に向けた取組の強化【産業振興部、建設部、上下水道部】

- ・大規模自然災害時の被害を小さくし、迅速な再建・回復ができるよう、準用河川新星川をはじめとする河川及び排水路の改修・整備や老朽化しているポンプ施設の計画的な長寿命化により、治水安全度の向上を図り、被害の広域化、長期化を防ぐ。
- ・流域治水プロジェクトによる貯留浸透事業や河道掘削などの取組を推進し、関係機関と連携した治水対策の推進を図る。
- ・防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価及び劣化状況評価の結果を踏まえ、防災減災対策を推進する。
- ・浸水被害の常襲地である大原・箱田地区の浸水被害軽減対策を継続的に推進する。

土砂災害等の警戒避難体制の整備【市長公室、建設部】

- ・土砂災害により被害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域等について、警戒避難体制等の整備を進める。

(11) ライフライン

市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化【環境部、上下水道部】

- ・下水道、農業集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと、生活排水等を適切に処理する施設の整備を進める。
- ・下水道施設では、市街地等の下水処理を継続できるよう非常用自家発電設備の整備を計画的に進める。
- ・老朽化が進行している農業集落排水の施設の機能診断や補修工事を実施する。
- ・老朽化した下水道施設の点検調査、機能診断を行い、修繕、改築更新を実施する。
- ・緊急輸送道路等の災害時に通行を確保する必要がある道路上にある

マンホールの老朽化した蓋の交換を実施する。

- ・災害時の行政機能の低下を補完するため、災害時支援に関するルールによる応急対応が実施できるよう備える。また、被災時の下水道使用による溢水や応急復旧の遅れを防ぐため下水使用制限要請ができるよう備える。

安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化【上下水道部】

- ・水質の信頼性を確保するため、水源の水質を定期的に監視とともに、水質に応じた適切な浄水処理を実施する。
- ・災害に備えて、浄・配水施設の耐震化やバックアップ機能及び非常用自家発電設備の整備を計画的に進める。

(12) 教育

学校の災害対応力の向上【教育委員会】

- ・学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。各学校において地域の関係機関との連携を推進する。
- ・小・中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童・生徒の育成に努める。
- ・小・中学校施設については、トイレの洋式化や老朽化した校舎の大規模改修、暑さ対策等を計画的に進める。
- ・学校給食施設については、老朽化した学校給食センターを災害対応機能を備えた給食施設へ更新する。

(13) 土地利用

発災前からの都市の復興への備え【市長公室、建設部、都市整備部】

- ・被害を抑制するハード整備と災害リスクに応じた土地利用規制・誘導等のソフト対策により、災害に強い都市を目指す。
- ・甚大な被害が生じた場合の円滑な復興を目的とし、復興体制の充実（復興まちづくりイメージトレーニング等）を推進する。
- ・復興期に必要となる住戸の確保について、住宅の自力再建ができるよう地震保険の啓発を進めるとともに、公営住宅の空き住戸の提供や災害公営住宅の整備等、効果的な住宅対策に努める。

(14) 環境

災害廃棄物の適正処理の推進【環境部】

- ・短期間に大量に発生する災害廃棄物を適切に処理するための行動内容を整理する。

有害物質等の流出対策の確実な実施【環境部】

- ・事業者への継続的な指導・啓発を行うとともに、発災後に流出した有害物質の感知や災害対応に必要となる資機材の整備等により、流出事故に迅速に対応できる体制を確保・整備する。

(15) 地域づくり・リスクコミュニケーション

自助と共助による地域単位の防災力の向上【市長公室、市民部、福祉部】

- ・減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日分以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働き掛ける防災事業等を実施する。
- ・地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーの育成や、自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行う。
- ・元気な高齢者が地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくり等の支援を進める。

防災知識の普及啓発【市長公室】

- ・自助・共助の観点から地震災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた資料を作成するとともに、民間団体等の取組も活用して防災知識の普及啓発を進める。
- ・自主防災組織、自治会等の地域団体や企業等を対象に「災害対策セミナー」や出前講座を実施する。
- ・自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など、適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

平常時からの連携関係の確立【市長公室】

- ・幅広い業種の企業等と災害時応援協定を締結し、協定の実効性を高める取組を進める。
- ・被災時の物資輸送については、民間事業者等との協定締結による、市内の民間倉庫等に救援物資の一時保管や機材・人材・物流専門家の派遣等について備えを進めるとともに、避難所に物資が届くよう連携の強化を図る。

避難所の公衆衛生と生活の質の確保【市長公室、環境部】

- ・平常時からの体制整備、訓練や研修の実施、災害発生時の役割分担

や受援体制に関する整備等を進める。

- ・平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。
- ・被災時における車中泊避難発生を前提とした避難者対応等を検討する。
- ・避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの充実、段ボール製簡易ベッド等の準備について検討する。

避難所運営【市長公室、市民部、福祉部、教育委員会】

- ・避難所における要配慮者への支援等について検討する。
- ・避難所運営関係者が有効に活用できる情報収集手段等を整備する。
- ・基礎的な避難所運営の知識を身に付けるとともに、避難所運営体制を整備する。
- ・福祉避難所の開設訓練や広報の実施、ヘルプカードの作成・配布、福祉避難所の環境整備等を行う。

(16) 老朽化対策

公共施設の計画的な老朽化対策の推進【各施設を所管する部】

- ・公共施設をより効果的・効率的に活用していくため、熊谷市個別施設計画に基づき、長寿命化の推進や維持管理・保全業務の適正化等を進める。

第7章 地域強靭化の推進に向けて

7-1 地域強靭化に向けた推進体制の確保

強靭化地域計画に関する具体的な取組については、本計画の第5章、第6章及び熊谷市地域防災計画等の当該取組が位置付けられた計画等に基づき着実に推進するものとする。

本計画は、市だけでなく、ライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組を含め、本市における強靭化施策を推進するための基本的な指針となるものである。本計画及び本計画の策定に先立ち実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、市民、民間企業及び行政機関等、社会を構成する主体が担うそれぞれの役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要である。

(1) 市民の役割

大規模自然災害が発生した場合、現在の当たり前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予測される。平常時から備える「3つの自助の取組（※）」等により自らの命を守るとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待される。

加えて、「自分の地域は自分で守る」ため、近所とのつながりづくりや自主防災組織への参加を通じて平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待される。

※家具の固定、災害用伝言サービスの体験利用、3日分以上の水・食料の備蓄

(2) 民間企業の役割

民間企業による経済活動は、市民の安定した生活を支えたり、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っている。大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、地域経済を停滞させないよう活動を継続すること、そのための事業継続計画（BCP）策定の取組推進が期待される。

また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待される。

加えて、市民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平常時のサービ

ス水準を回復できるようになることが期待される。

(3) 行政機関の役割

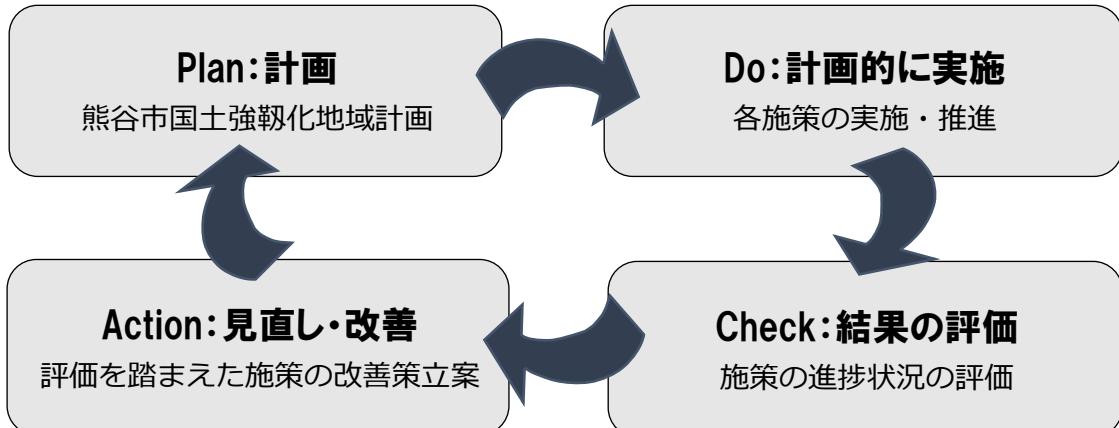
本市の強靭化を実効性あるものとするためには、大規模自然災害のリスク等を直視し、強靭化地域計画を策定した上で、その取組を総合的かつ計画的に進めることが必要である。

また、市民、民間企業等の各主体が積極的に強靭化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていく。

なお、本計画に基づく事業の実施については、別紙、交付金・補助金等を活用するものとする。

7-2 計画の進捗管理と見直し

本計画は、本市の総合振興計画や分野別・個別計画と連携しながら、計画的に推進することが重要である。そのため、上記体制によるP D C Aサイクルにより、それぞれの施策の進捗管理と評価による取組の検証を行い、改善を図りながら、本市の強靭化を着実に推進する。



別紙

表1 交付金・補助金一覧表

令和5年1月時点

省庁名	No.	交付金・補助金名	重点化の対象となる交付・補助対象事業
内閣府(地方創生推進事務局)	1	地方創生整備推進交付金	地方創生整備推進交付金
警察庁	2	都道府県警察施設整備費補助金(警察施設整備関係)	庁舎等整備事業
	3	特定交通安全施設等整備事業に係る補助金	災害に備えた交通安全施設等の整備事業
	4	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	地上基幹放送ネットワーク整備事業 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業
総務省	5	無線システム普及支援事業費等補助金(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業
	6	無線システム普及支援事業費等補助金(民放ラジオ難聴解消支援事業)	民放ラジオ難聴解消支援事業
	7	無線システム普及支援事業費等補助金(公衆無線LAN環境整備支援事業)	公衆無線LAN環境整備支援事業
	8	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業
	9	消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備費補助金
	10	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備費補助金
	11	学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金
	12	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金
	13	次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策施設整備交付金
	14	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	—
文部科学省	15	保育所等整備交付金	保育所等整備交付金
	16	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	—
	17	地方改善施設整備費補助金	地方改善施設整備費補助金
	18	生活基盤施設耐震化等交付金(緊急時給水拠点確保等事業)／R5:厚生労働省)	水道施設等耐震化事業
	19	農村地域防災減災事業	農村地域防災減災事業
	20	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業
	21	農山漁村振興交付金	農山漁村活性化整備対策
	22	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	卸売市場施設整備
厚生労働省	23	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止総合支援事業
	24	治山事業	緊急予防治山事業
	25	林業・木材産業成長産業化促進対策	山村地域の防災・減災対策
	26	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	—
	27	水産基盤整備事業費補助金	水産基盤整備事業
	28	浜の活力再生・成長促進交付金	浜の活力再生・成長促進交付金
	29	農山漁村地域整備交付金	農山漁村地域整備交付金
	30	海岸事業(漁港海岸)	海岸事業(漁港海岸)
	31	災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	—
	32	災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	—
	33	離島・S S過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費(過疎地等における石油製品の流通体制整備事業)	—
	34	次世代燃料供給体制構築支援事業費(S S過疎地対策計画策定支援事業)	—
農林水産省	35	防災・安全交付金	道路事業 港湾事業 河川事業 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業 下水道事業 海岸事業 都市公園・緑地等事業 市街地整備事業<都市防災推進事業> 市街地整備事業<都市再生区画整理事業> 市街地整備事業<市街地再開発事業等> 地域住宅計画に基づく事業<公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等> 住環境整備事業<住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等>
	36	社会资本整備総合交付金	道路事業
	37	住宅市街地総合整備促進事業費補助	
	38	都市安全確保促進事業費補助金	
	39	特定洪水対策等推進事業費補助	
	40	特定土砂災害対策推進事業費補助	
	41	海岸保全施設整備連携事業	
	42	大規模海岸保全施設改良事業	
	43	道路事業費補助	
	44	港湾の防災力向上推進事業	
	45	下水道防災事業費補助	
	46	循環型社会形成推進交付金	—
	47	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域の防災・減災と低炭素化を同時に実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)	地域の防災・減災と低炭素化を同時に実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

表2 実施事業一覧表

施策分野	事業名	箇所	数量	期間	総事業費	備考	担当課
行政機能	緊急輸送道路閉塞建築物耐震化支援事業			R3~R7		熊谷市建築物耐震改修促進計画（P16参照）	建築審査課
住宅・都市	建築物耐震改修補助事業			R3~R7	7,000千円	熊谷市建築物耐震改修促進計画（P15参照）	建築審査課
住宅・都市	ロック塀撤去・生け垣設置奨励補助事業			R4~R7	1,000千円	熊谷市建築物耐震改修促進計画（P23参照）	建築審査課
住宅・都市	熊谷市公園施設長寿命化対策支援事業	18公園	19個	R2~R6	176,000千円		公園緑地課
住宅・都市	空き家等対策事業	市内全域		R2~R4	14,705千円	熊谷市空家等対策計画（P30参照）	安心安全課
交通	市道90007号線		道路拡幅 L=1.4km	R3~R5	615,000千円	国土強靭化地域計画に資する道路の整備（P2参照）	道路課
交通 国土保全	雨水整備事業		管渠整備 A=1.5ha	R4~R6	100,000千円		下水道課
国土保全	準用河川新星川改修事業			R4~R8	650,000千円	準用河川改修事業計画（新星川）（P1~P28参照）	河川課
ライフライン	浄化槽設置整備事業	250箇所	250基	R4~R8	140,950千円	熊谷市循環型社会形成推進地域計画（P7及び添付資料参照）	環境推進課
ライフライン	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	1箇所	1	R4~R11	4,671,500千円	熊谷市循環型社会形成推進地域計画（P7及び添付資料参照）	環境推進課
ライフライン	(仮称)妻沼地区ストックヤード施設整備事業	1箇所	1	R4~R7	378,834千円	大里広域市町村圏組合循環型社会形成推進地域計画（P10及び添付資料参照）	環境推進課 環境美化センター
ライフライン	管渠改築更新事業		設計・工事 L=7,500m	R3~R6	1,200,000千円		下水道課
ライフライン	ストックマネジメント計画策定事業		計画策定	R3~R5	80,000千円		下水道課
ライフライン	管渠調査・点検事業		調査・点検 L=45km	R3~R6	160,000千円		下水道課
ライフライン	妻沼水質管理センター改築更新事業		汚水処理設備 N=3設備	R4~R6	510,000千円		下水道課
ライフライン	農業集落排水施設機能保全対策事業	17施設		R4~R41	6,901,865千円		下水道課
ライフライン	水道施設等耐震化事業	東部給水区ほか	連絡管 L=23,210m、耐震管 L=7,710m、配水池1箇所	R2~R16	13,853,394千円		水道課